

## ネットワーク不正競争防止暫定規定に関する簡易分析

弁護士 大江橋法律事務所  
弁護士 竹田 昌史

PROFILE

上海輪凌法律事務所  
律師 翁宏斌

PROFILE

## 一、はじめに

2024年5月6日、国家市場監督管理総局は、国家市場監督管理総局令第91号として「ネットワーク不正競争防止暫定規定」（以下、「暫定規定」という）を公布した。暫定規定は、2024年9月1日から正式に施行される。暫定規定は、ネットワーク上の不正競争行為の整理、規制、適正化を目的とし、今年の全国人民代表大会常務委員会に提出され審議される予定の「不正競争防止法改正草案」に対して一定の実践的示唆を付与することにもなる。本稿では、暫定規定について簡単に紹介したい。

## 二、全体像

暫定規定は、総則、ネットワーク不正競争行為、監督検査、法的責任、附則という5つの章に分かれており、全43条で構成されている。

総則の部分では、暫定規定の全体にわたる通則的内容が定められ、全体的な要求と基本的な目標が明確にされている。奨励と支援を基調とする監督管理の方針が定められるとともに、監督管理主体による調整メカニズムとその責任分担についても明確にされている。

第2章の「ネットワーク不正競争行為」は、暫定規定の中心的な章であり、我々が日常生活で遭遇するネットワーク事業者の不正競争行為について細かく列挙され、詳述されている。ここには混同行為、虚偽の宣伝行為、技術的手段を用いて他の事業者の運営を妨害、破壊すること、取引機会や競争上の優位性を得るためにプラットフォームの従業員に賄賂を贈ること等の行為が含まれるが、これらに限定されない。

第3章は、監督・検査に関する章で、行政処罰の適用根拠として「市場監督管理行政処罰手続規定」を導入するとともに、不正競争行為の性質に応じて管轄を決

定することができるという原則を定めている。また、サイバー領域で起こりうるホットな問題や困難な問題に対し、柔軟かつ多様な支援を提供するため、専門家のオブザーバーが調査に参加し、調査を支援する制度が創設されている。

第4章は法的責任に関するもので、市場監督管理部門による監督管理権限等について明確にされている。「電子商取引法」、「不正競争防止法」、「刑法」等の法律も加味して、様々な違法行為について、監督管理、規制、処罰を実施する権限が付与されている。

第5章は附則であり、暫定規定が2024年9月1日に施行されることが明確にされている。

## 三、主な条項と内容

現在、各種のネットワーク不正競争行為が行われていることを受けて、暫定規定第2章では、ネットワーク不正競争行為について細かく整理され、列挙されている。主には消費者を対象とする垂直的な不正競争行為と、他の事業者を対象とする水平的な不正競争行為に分けられている。

## 1. 消費者に対する不正競争行為

混同行為と虚偽の宣伝行為は伝統的な不正競争行為であるが、ネットワーク分野では、様々な新しい侵害行為形態が現れている。暫定規定に列挙されている消費者を対象とする混同行為としては、第7条に規定されている以下のものが含まれる。

(一) 一定の影響力を有する他人のドメイン名の主体部分、ウェブサイトの名称、ウェブページ等と同一又は類似の標識を無断で使用する行為。

(二) 一定の影響力を有する他人の商品名、企業名（略称、屋号等を含む）、社会組織の名称（略称等を含む）、氏名（ペンネーム、芸名、翻訳名等を含む）を無断でドメイン名の主体部分にするなど、ネットワー

クビジネス活動の標識として使用する行為。

(三) 一定の影響力を有する他人のアプリケーションソフト、オンラインショップ、クライアント、タブレット、公式アカウント、ゲームインターフェイス等のWebページデザイン、名称、アイコン、形状等と同一又は類似の標識を無断で使用する行為。

例えば、かつて上海の某会社が、北京A藍天科技有限公司が開発・運営する「A教育」というモバイルアプリやWeChat公式アカウント、及びこれに類似した「A公考」というアプリケーションソフトを使用して、公的機関や公務員などの受験を希望する多くのユーザーに、「A教育」の製品だと勘違いさせて費用を支払わせ、結局、お金を無駄にさせたという事例があった。この行為は、上記(三)に記載されている、一定の影響力を有する他人のアプリケーションソフト、公式アカウント等と同一又は類似の標識を無断で使用する混同行為であるとみなされ、最終的に上海市某区の市場監督部門により罰金処分が課せられた。

この規定に違反した場合、最大で違法売上高の5倍以下の罰金に処され、営業許可証が取り消されることもある。

虚偽の宣伝行為には、第8条が規定する次の行為が含まれる。

(一) ウェブサイト、クライアント、タブレット、公式アカウント等を通じて展示、実演、説明、解説、推薦、文字表示を行うこと

(二) 生放送、プラットフォーム推薦、ネットワークコピーライティング等を通じて商業マーケティング活動を行うこと

(三) 注目の検索ワード、コメント、リツイート（シェア）、ランキング等を通じて商業マーケティング活動を行うこと

(四) その他の虚偽又は誤解を招く商業宣伝を行って、商品の生産経営主体及び商品の性能、機能、品質、出所、受賞歴、資格等について、虚偽又は誤解を招く商業宣伝を行うことにより、消費者又は関連する公衆を欺いたり、誤解させたりすること

さらに第9条では、次のように規定されている。すなわち、①虚偽の取引、虚偽のランキング、②架空の取引高、売上高、予約量等、経営に関連するその他のデータ情報の捏造、③在庫があると偽る、架空の予約を装う、先を争って買う必要があるように偽る等の方法によりマーケティングを行うこと、④ユーザーの評価を捏造し、又は誤解を招くような表示を採用して、悪い評価を隠蔽する、良い評価を前に出し、悪い評価を後ろに置く、別の商品の評価を明らかに区別しない等の行為を行うこと、⑤キャッシュバック、ご祝儀、クーポン等の方法でユーザーを誘導し、高評価、「いいね」を押させ、投票先を指示する等のインタラクティブな行動を行わせること等など、商品の生産経営主体

及び商品の販売状況、取引情報、経営データ、ユーザーの評価等について偽り、又は誤解を招くような商業宣伝を行って、消費者又は関連する公衆を欺いたり、誤解させたりすることが含まれる。

上記2つの規定は、同様に、ネットワーク分野において問題が多発している実態に着目したものである。

例えば、昨年来、OpenAI社が発表した人工知能技術「ChatGPT」が、世界的なAIブームを巻き起こしている。関連する話題や製品が後を絶たないが、上海の某企業は、この熱狂の波に乗り、「ChatGTP Online」というWeChatの公式アカウントを開設すると同時に、OpenAI社の公式画像を使用し、これに類似した図柄をアイコンとして使用した。技術的手段を通じてChatGTP製品の背後にある基本モデルを呼び出して、自身の公式アカウントに登録したユーザーに対しChatGTPに似たサービス（ChatGTP製品ではない）を提供し、登録料を徴収した。当該行為は、上記第8条第(三)項に規定する、注目の検索ワード等を通じて商業マーケティング活動を実施して、商品の性能、出所等について虚偽又は誤解を招く商業宣伝を行う行為に該当する。結局、同社も同様に市場監督管理部門から罰金処分を受けた。

さらに、別の事例として、私達がどこかのプラットフォームで買い物をする場合、通常はその運営者のショップの販売量や他の購入者の評価などを参考にして、購入するかどうかを判断する。しかし、実際のオペレーションの中では、ショップを経営する事業者が自身で、又は親戚や友人等を通じて、自社の製品を大量に購入して自社製品の売上数を高めることがある。俗に言う「刷単」である。他にも、購入した商品を受け取ると、事業者からのカードが添付されていて、そこには「5つ星の高評価には2元のキャッシュバック」等と記載されていることもよくある。これらの行為は、いずれも第9条の②、④と⑤に規定されている「架空の取引・評価、高評価へのキャッシュバック」等の不正競争行為に該当する。もし今後、読者の皆様がこのような行為に遭遇した場合は、市場監督管理部門等に通報することができる。もし不正競争行為と認定されれば、事業者は違法行為の停止を命じられ、20万元以上の100万元の罰金に処される。情状が重大な場合は、100万元以上200万元以下の罰金に処され、更に営業許可証を取り消される。

## 2. 他の事業者に対する不正競争行為

暫定規定の第10条から第21条には、他の事業者の経営を妨害したり、破壊したり、影響を与えたりする様々な不正競争行為が列挙されている。

第10条と第11条は、競争上の優位性を得るための商業賄賂の使用と、他の事業者に損害を与える虚偽の捏造情報の使用を規制するもので、伝統的な不正競争行

為であるため、本稿ではその詳細を割愛するが、これら2つの条項に違反した場合は、いずれも300万元以下の罰金が課され、情状が重大な場合は営業許可証が取り消される可能性がある。

第12条以降は、狭義のネットワーク不正競争行為が規制対象となっていて、これは「不正競争防止法」と比べると新しい内容でもある。主には、インターネット、ビッグデータ、アルゴリズム等の技術的手段を用いて、トラフィック・ハイジャック、妨害、悪意のブロック等の行為を実施し、他の事業者が適法に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運営を妨げ、破壊する行為（第12条）、技術的手段を用いて、リンクの挿入又は強制的なターゲットジャンプその他の行為を実施し、他の事業者が適法に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運営を妨げ、破壊する行為（第13条）として表現されている。この種の行為は比較的一般的であり、2024年の年初に、国家工業情報化部は、多数のスマホアプリが「行き過ぎたジャンプ」を使ってユーザーを誤誘導している問題について通達を行った。その中で、一般に広く知られているアリババ傘下の「閑魚（アイドルフィッシュ）」や「高德地図」がリストアップされた。

なお、技術的手段を用いた逆ブラッシング、データや情報への不正アクセス、差別的取り扱い等、新しいタイプの不正競争行為も監督管理の対象に盛り込まれた。同時に、第22条には、将来発生する可能性のある新しいタイプの不正競争行為を規制するための余地を残すことを目的に、バスケット条項が置かれている。

上記の規定に違反する行為に対して、市場監督管理部門は違法行為の停止を命じ、10万元以上50万元以下の罰金を課し、もし情状が深刻な場合は50万元以上

300万元以下の罰金を課すものとされている。もちろん、率先して違法行為による影響を排除又は軽減することができた場合、罰金を減額し、又は罰金を課さないこともある。

#### 四、まとめ

暫定規定は今年9月1日から正式に施行されるが、ネットワークサービス事業者にとって、この期間は非常に重要な時間となる。自社に存在するネットワーク不正競争行為に対して積極的な是正を実施することで、暫定規定の施行後の法的リスクを大幅に軽減することができる。また、消費者やネットワークサービスを受ける者にとっても、ネットワーク分野における不正競争防止規制に関する学習と熟知のためのチャンスとなるだろう。更に過去に遭遇した様々な権利侵害、どうすることもできなかった不正競争行為に対して、暫定規定は我々を含めた消費者等が自身の権利を守るための新たなセーフガードや武器となることが期待される。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。